

○門真市附属機関に関する条例

平成25年3月28日門真市条例第3号

〔注〕平成25年5月から改正経過を注記した。

改正

平成25年3月28日門真市条例第4号

平成25年5月20日門真市条例第25号

平成26年3月28日門真市条例第4号

平成26年9月29日門真市条例第21号

平成27年3月24日門真市条例第4号

平成28年3月24日門真市条例第9号

門真市附属機関に関する条例

附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例4号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
退職手当審査会委員	略	特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	日 30,000 円 を 超 え ない 範 囲 内 で 市 長 が 定 め る 額
建設事業再評価委員会委員	日 8,400円	退職手当審査会委員	略
指定管理者候補者選定委員会委員	日 8,400円		
第5次総合計画施策評価委員会委員	日 8,400円		
市民公益活動事業審査会委員	日 8,400円		
カドマイスター認定委員会委員	日 8,400円		
中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
認定農業者認定委員会委員	日 8,400円		
子ども・子育て会議委員	日 8,400円		
社会福祉法人設立認可等審査会委員	日 8,400円		
地域福祉計画審議会委員	日 8,400円		
地域福祉計画推進協議会	日 8,400円		

定委員会委員			
中学生海外派遣研修事業 委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
めざせ世界へはばたけ事業 推進委員会委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立総合体 育館設計業務委託事業者 選定委員会委員	日 8,400円		
特定の資格又は高度な知識、 経験、技能若しくは技術をも って従事する職員	日 30,000円を超 えない範囲内 で市長が定める額		
備考 略		備考 略	

(門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年門真市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4 市長等は、第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の</p>	<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、前2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決</p>

議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不
適当と認める事由が生じたときは、当該候補
者を指定管理者に指定しないことができる。
この場合において、市長等は、当該選定にお
いて候補者としなかった申請団体で第1項各
号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満
たすものがいなかった場合においては、第2
項の規定に準じて選定したもの）を候補者に
選定することができる。

（選定委員会の設置）

第15条 第15条第4条第1項及び第2項の規定
による候補者を選定するために必要な事項を
調査審議するため、次の各号に掲げる公の施
設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理
者候補者選定委員会（以下「選定委員会」と
いう。）を置く。

（1） 市長部局が所管する公の施設 門真市
指定管理者候補者選定委員会

（2） 教育委員会が所管する公の施設 門真
市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織
する。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうち
から市長等が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験を有する者

（2） 指定予定施設の管理運営について専門
的な知識を有する者

（3） 本市の職員

を経るまでの間において、当該候補者を指定
管理者に指定することが著しく不
適当と認め
る事由が生じたときは、当該候補者を指定管
理者に指定しないことができる。この場合に
おいて、市長等は、当該選定において候補者
としなかった申請団体で第1項各号に掲げる
基準を満たすもの（当該基準を満たすものが
いなかった場合においては、前項の規定に準
じて選定したもの）を候補者に選定すること
ができる。

4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定予定施設に係る候補者の選定を行うまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 第16条 略

第15条 第15条略

附 則（平成25年3月28日門真市条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月20日門真市条例第25号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日門真市条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
自治基本条例推進 委員会委員	略	自治基本条例推進 委員会委員	略
幸福度指標策定委 員会委員	日 8,400円		

障害者地域協議会 委員	日 8,400円		
(仮称)門真市ま ちづくり基本条例 検討委員会委員	日 8,400円		
門真市民文化会館 舞台設備等大規模 改修計画策定業務 委託事業者選定委 員会委員	日 8,400円		
子ども読書活動推 進計画審議会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則（平成26年 9 月 29 日門真市条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
認定農業者・認定新規	略	認定農業者認定委員	略

就農者認定委員会委員		会委員	
～ 略		～ 略	
備考 略		備考 略	

附 則（平成27年 3 月24日門真市条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
ひとり親家庭等自立促進計画審議会委員	略	母子家庭等自立促進計画審議会委員	略
～ 略		～ 略	
		(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
～ 略		～ 略	
		門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
子ども読書活動推進計	略	子ども読書活動推進計	略

画審議会委員		画審議会委員	
(仮称) 門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略 審議会委員	日 8,400円		
教育振興基本計画策定 委員会委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則（平成28年3月24日門真市条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

（門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基準の向上)	(基準の向上)
第4条 委員会は、門真市児童福祉審議会（門	第4条 委員会は、門真市子ども・子育て会議

<p>真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

（門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

4 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（基準の向上）</p> <p>第4条 委員会は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（基準の向上）</p> <p>第4条 委員会は、門真市子ども・子育て会議（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市建設事業再評価委員会	本市が実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市第5次総合計画施策評価委員会	門真市第5次総合計画の進捗状況を評価し、総合計画の実効性を高め持続可能な都市経営を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市個人情報保護審議会	個人情報の保護に関し、その保護対策、門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第7条第2項第6号及び第3項ただし書並びに第8条第1項第6号及び第3項に規定する事項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価その他同法第2条第5項に規定する個人番号を利用するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市市民公益活動事業審査会	補助金を交付する市民公益活動事業の審査及び選定に関する事務
門真市カドマイスター認定委員会	門真市カドマイスターの認定を受けようとする事業者の認定に係る審査に関する事務
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	門真市中小企業サポートセンター運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会	本市における農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定に係る審査に関する事務
門真市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可等を行うために必要な審査に関する事務
門真市地域福祉計画審議会	門真市地域福祉計画を策定するために必要な事項について

	での調査審議に関する事務
門真市地域福祉計画推進協議会	門真市地域福祉計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市医療事故調査委員会	門真市保健福祉センター診療所における診療により生じた事故に係る調査審議に関する事務
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	門真市健康増進計画・食育推進計画の策定及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種及び本市が市民に勧奨して実施する予防接種により生じた健康被害についての医学的見地からの調査審議に関する事務
門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会	門真市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市敬老会事業委託事業者及び長寿祝品等選定委員会	門真市敬老会事業に係る委託事業者及び長寿祝品等を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市高齢者保健福祉計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市養護老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置の適正な実施のために必要な審査に関する事務
門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会	門真市廃棄物処理業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市交通問題対策協議会	交通の混雑による公共輸送機関の機能の低下、交通事故、交通公害、交通機関のあり方その他の交通問題の解決を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市住居表示審議会	町名、町区画及び住居番号の表示に係る総合審議に関する事務
門真市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条

	第1項各号に掲げる事務
門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会	門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務
門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び当該戦略を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の諮問に応じて行う審査請求事件についての調査審議に関する事務
門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会	地域生活支援拠点の建設及び運営事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市児童福祉審議会	助産施設及び母子生活支援施設の設置者に対する事業の停止命令についての調査審議に関する事務

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議に関する事務
門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会	門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市幼児教育振興検討委員会	幼児教育の振興と充実を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市立義務教育諸学校教科用図書	門真市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の

選定委員会	調査及び採択に関する事務
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	門真市生涯学習推進基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	門真市中学生海外派遣研修事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務
門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市子ども読書活動推進計画審議会	門真市子ども読書活動推進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市魅力ある教育づくり審議会	門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方についての調査審議に関する事務
門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令 (3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告

3 水道事業管理者の附属機関

名称	担任する事務
門真市水道事業経営審議会	本市の水道事業経営の適正を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務

一部改正〔平成25年門真市条例4号・25号・26年4号・21号・27年4号・28年9号〕